

奈良県選挙管理委員会告示第八十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設について、次のとおり所在地の変更があった。

平成三十一年三月二十九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中川 清孝

名称		所在地
旧	新	
奈良市大倭町四番三五号	奈良市大倭町三番一号	